

〔『世界の記憶』国際登録の〕対象と制限に関する注意事項（仮訳）

凡例

- ・原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「」でとじている。
- ・原文において、太字、斜体で表現されているものは、訳文でも太字、斜体で表現している。
- ・原文の（）は訳文でも（）としている。
- ・読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語句を補って訳出した箇所や、原語を示した場所は、〔 〕で示している。

この**注意事項**は、「一般指針」の**第8.2項**と合わせてお読みください。

本「世界の記憶」事業では、パピルスの巻物や粘土板からデジタルファイルまで、記録された歴史全体の記録遺産を対象としています。原則として、検討に値しないほど古すぎる記録物も、新しすぎる記録物もありません。また、「公の」記録遺産、「民間の」記録遺産の区別もありません。

申請を準備する際には、〔ウェブサイト上に掲載される〕既存の国際登録簿を見ながら、以下に示すような言葉に関連する事例を探してみるとよいでしょう。

視聴覚資料

視聴覚メディアは、アナログ、デジタルを問わず様々な形式で存在しています。「オリジナル」や最も初期に作られたバージョンを特定するのは、時に比較と〔どれがそうであるかの〕判断の問題となります。一般的な原則として、「世界の記憶」は、申請者がたまたま手元に持っている複製物ではなく、「オリジナル」、つまり最も権威のあるバージョンであることを求めます。

インタビュー、オーラルヒストリー、公演

伝統的な儀式、踊り、音楽、語り聞かせ、その他類似の文化表現は、通常、無形遺産として考えられていますが、それらが音声や視聴覚記録として捉えられれば、ある特定の時間において固定されたものとなり、〔よって〕そうした記録は記録物として認められます。

同様に、インタビュー、証言、オーラルヒストリーも、テキストベースのものと同じ正当性を持つ記録物として認識されます。

芸術作品、文学作品、音楽作品

これについては、性質上、境界があまり明確でない領域であり、「世界の記憶」が慎重に先例を確立してきたものです。

「世界の記憶」は、純粹に芸術的、文学的、音楽的な価値に基づいて、芸術、文学、音楽作品を登録しようとはしていません。しかし、重要なひとつの作品、作品群、あるいは作品全体の起源を示す記録物、ある作品の際立った状況を記述している記録物や、重要な芸術家や作品についての伝記的、社会的な背景を示す記録物（例えば、初稿、完成原稿、ある顕著な作品の創りはじめやプロセス、または完成を示すような手紙、例えば個人的な注釈がついた芸術家、作曲家、または作家の個人的な書庫、インタビューを収録したフィルムやテープなど）を登録します。そうした重要性が、文化及び歴史における審美的な質や影響によって生みだされることもあります。

仮に例を挙げると、ルネッサンス期の2人の画家の関係を示す書簡群を、誰かが申請しようと考えているとします。これらは記録物です。しかし、その記録物が記録物としての重要な価値を持ち、「世界の記憶」の登録基準を満たしていなければ、この二人の画家が描いた実際の絵画作品の方は申請の対象にはなりません。

国際登録の対象とならないもの

実務上の必要性において、経験上、ある種の記録物は通常、「世界の記憶」国際登録簿への登録を検討されるべきではないことがわかっています。以下の2つの例は、あくまでも参考例です。

現代の政治家や政党の文書

通常は、これらの記録物はそれぞれの「世界の記憶」ナショナル／リージョナル・コミッティの決定に沿って、国内登録や地域登録がふさわしいと思われるものですが、公平性及び客観性の必要性—そしてそう見なされる必要性—から、全ての「世界の記憶」委員会が運営している現在の政治的状况にそぐわないものです。「世界の記憶」登録は政治的な党派心にかかるいかなる非難も避けるべきです。

ナショナル・コミッティやリージョナル・コミッティがそのような資料を評価すると決定した場合、影響力の範囲を慎重に検討する必要があります。その記録物は、例えば、戦争の始まりや終結、社会的、政治的システムの形成、あるいは偉大な洞察や原則の確立など、近年の歴史を形成する上で、その個人や組織が、良きにつけ悪きにつけ、広く影響力を持っているのでしょうか？

過去の政治家の影響力が国や地域の境界を超えているような事例は確かにあります。その場合、関連する記録遺産は、国際登録の基準に照らして、評価される必要があるでしょう。

国の憲法や類似の記録物

これらは「世界の記憶」国内登録にふさわしい候補案件とし得るものですが、当該申請案件の影響は、一般的には国内に限定されるものであるため、通常は「国際」国際・地域登録としては適切ではないと思われます。ただし、例えば他の国の憲法のモデルとなったり、普遍的に享受された原則となったものの先駆的な存在であったりするなど、幅広い地理的影響が明白であるものは例外となる場合があります

機関が所蔵する全ての記録の申請

コレクション、記録群、またはコレクション群や記録群のグループの申請は歓迎されますが、文書館、図書館や博物館の、機関が所蔵する資料全てを申請することは、たまたま同じ機関内に所蔵されている資料全てが意図的な重要性、統一性、一貫性を示すものでないかぎり、登録に至る可能性は低くなります。さらに、このような申請は通常、記録物が集合として完結していなければならないという基準を満たしません。なぜなら機関の所蔵物は、所在する国や機関の機能あるいは使命として継続的にコレクションに追加されていくものであり、常に変化しているものだからです。

国や市、大学などの公的な文書館や、国立図書館など一部の機関では、資料の受入れは法によって決められているものです。すなわち、法的権限、政策と、アーカイブズにおける記録群は相互に関連している場合があります。定義上、「世界の記憶」の登録は非常に選別的であり、世界的に重要な基準を満たす特定の記録遺産を認識しようとする取り組みです。

(ver. 01_20210922)